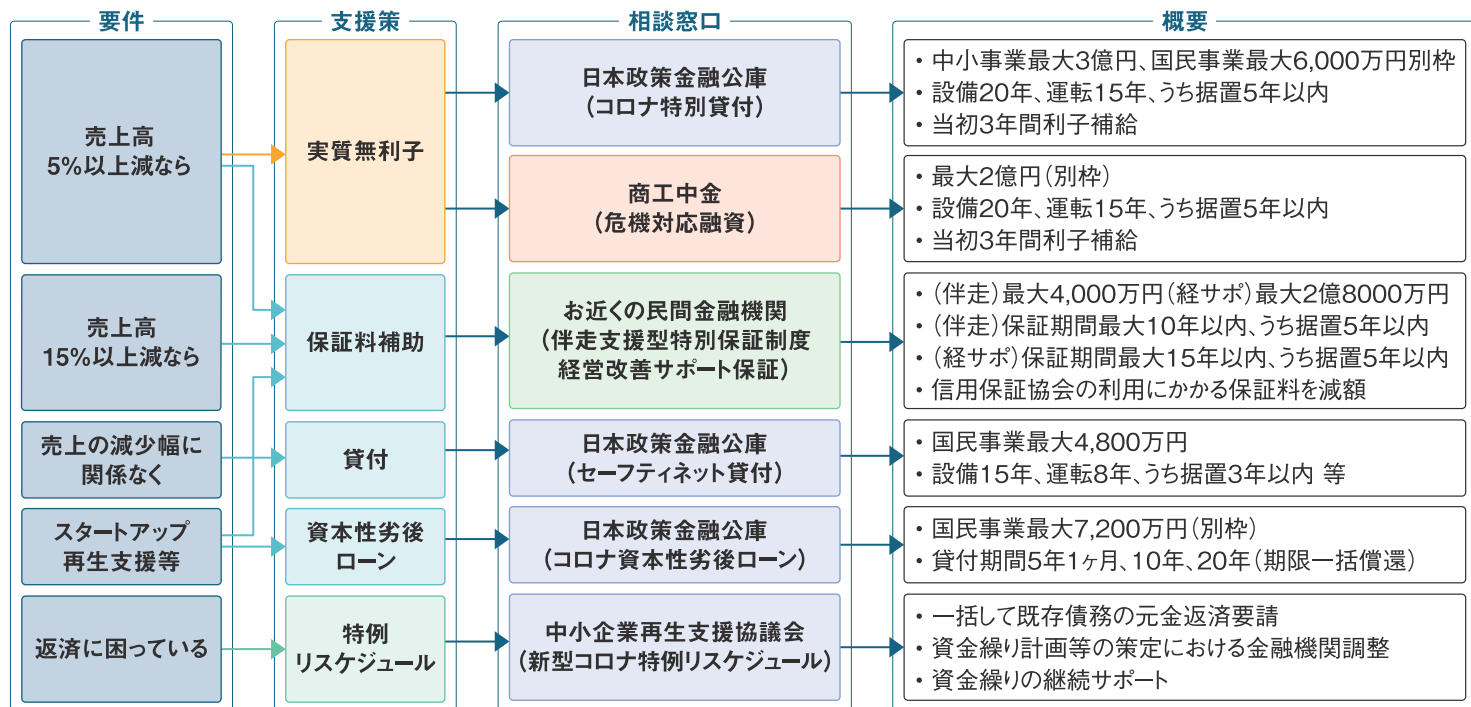
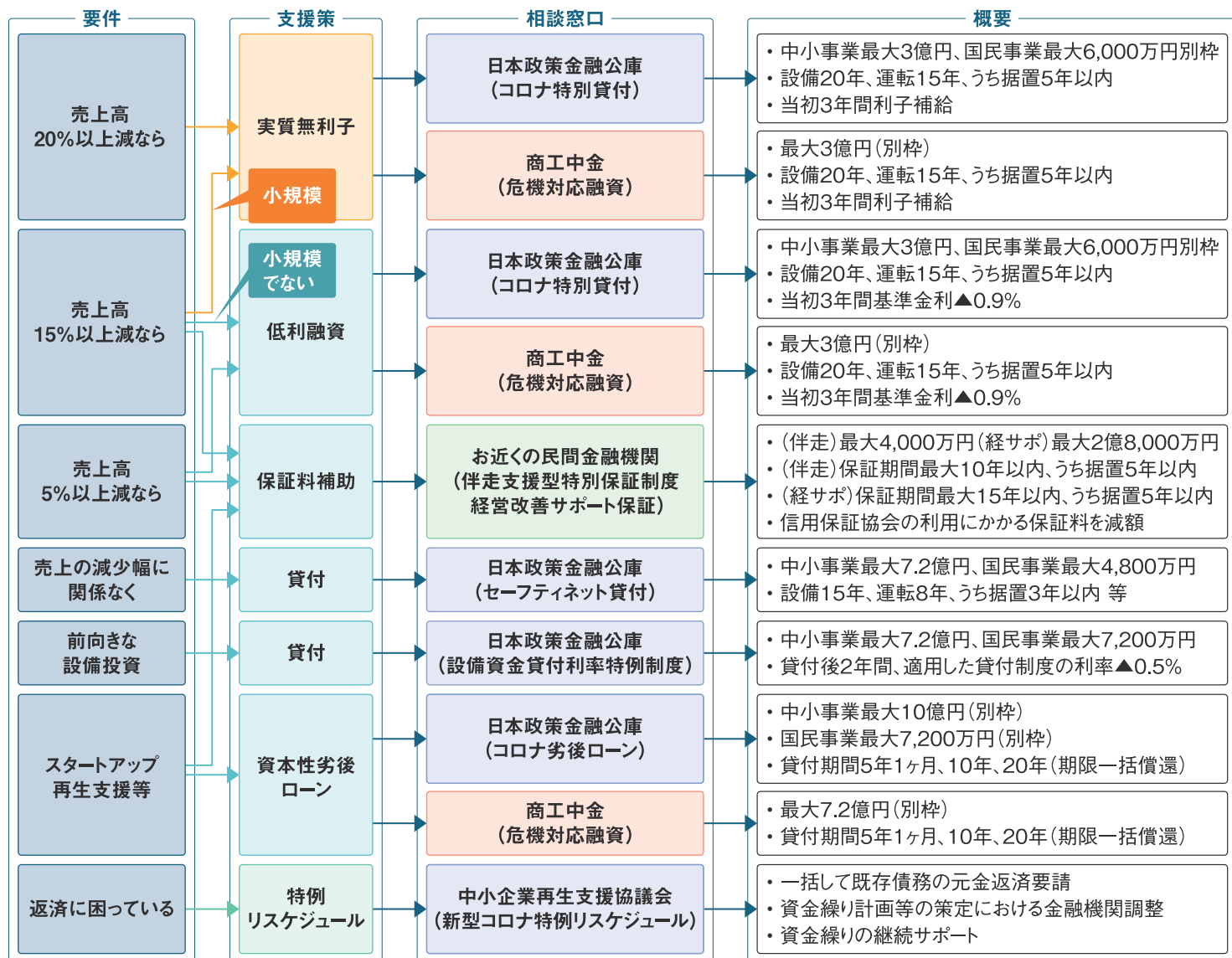


① 個人事業主向け(小規模に限る)



② 小・中規模企業者向け(①以外)



＜小規模の要件＞製造業、建設業、運輸業、その他業種→従業員20名以下 卸売業、小売業、サービス業→従業員5名以下

立憲民主党 立憲民主編集部

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-12-4

ふじビル3F

Tel. 03-6811-2301

Fax. 03-6811-2302

Vol.4

新型コロナ対策

号外

2021年
6月14日現在

立憲民主
RIKKEN MINSHU

新型コロナ支援策あります
ひとりで悩まないでください!



あなたのまちの相談員

衆議院議員

おおにし健介

連絡先

〒446-0074 安城市井杭山町高見8-7 2F
TEL 0566-70-7122 FAX 0566-74-2008
MAIL office@oniken-web.jp



立憲民主党公式HP相談窓口、詳細は、「新型コロナウイルス感染症に
関するご意見・ご相談はこちら」をクリックしてください。

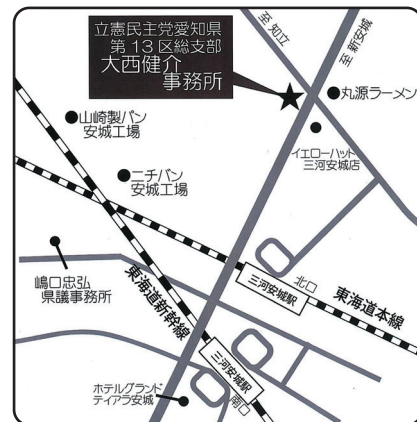
<https://cdp-japan.jp/>



オニケン

ONIKEN's Profile

1971年生まれ。京都大学法学部卒
外交官、政策秘書などを経て、
2009年初当選
党青年局長・選対委員長などを歴任



個人・生活

支援策



生活が困窮している方

生活保護制度

生活に困窮されている場合、住まいや生活、医療や介護などの費用が
公的に支出され、どなたでも自由に申請できます。

＜よくある誤解＞

- ・同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。
- ・住むところがない人でも申請できます。
- ・居住用の持ち家は保有が認められる場合があります。
- ・必要な書類が揃っていないでも申請はできます。
- ・申請をした方の親族に自治体が問い合わせる扶養照会について、「家族に知られたくない」と思い申請をためらう方が後を絶たないことから、扶養照会を不要とする対象が見直されました。「10年程度音信不通」「借金を重ねている」「相続をめぐり対立している」など関係不良も照会が不要になりました。DVのほか虐待加害者への照会も行いません。

- 窓口は各市区町村の福祉事務所

支援策紹介は裏面に続きます▶



生活費が足りない

延長

緊急小口資金の特例貸付

休業などで生計が困難な場合、20万円以内を無利子・無保証で貸付。返済の据置期間は1年以内。今年3月までに借りた分は、来年3月まで返済の据置期間を延長。返済期間は2年以内。令和3年度または4年度の住民税非課税世帯（住民税非課税を確認する対象は、借受人と世帯主）の場合は一括免除。

- 窓口は個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター：0120-46-1999

総合支援資金の特例貸付

生活再建費として月20万円以内（単身世帯は15万円以内）を3ヶ月まで貸付。再貸付が認められた場合、最大9ヶ月（最大180万円）まで再貸付可能。返済の据置期間は1年以内で今年3月までに借りた分は、来年3月まで返済の据置期間を延長。返還期間は10年以内で、償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯には償還免除の適用もあり。（初回貸付、延長貸付、再貸付の資金種類ごとに免除の判定時期は異なります。また、住民税非課税を確認する対象は、借受人と世帯主となります。）初回貸付・再貸付の申込みは今年8月末までです！再貸付は、緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯が対象です。

- 窓口は市区町村の社会福祉協議会か個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター：0120-46-1999

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

New

総合支援資金等の借入額が限度額に達している世帯や再貸付を不承認とされた世帯（生活保護世帯を除く）で、収入・資産・求職等で住居確保支援金と同様の所定の要件を満たす者。支給額（月額）は単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円。7月以降の申請月から3ヶ月。申請受付は8月末まで。

- 福祉事務所設置自治体
コールセンター：0120-46-8030（平日9時～17時）

家賃が払えない方

延長

住居確保給付金の特例

収入が減り家賃支払いに困り、住居を失うおそれのある方に、市区町村ごとに定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に実際の家賃額を家主に支払う。原則3ヶ月、最長9ヶ月ですが、今年3月までに新規で申し込んだ方は最長12ヶ月まで延長可能。支給が終了した方も、3ヶ月の再支給申請を今年9月末まで申込むことが可能です。

- 窓口は市区町村の自立相談支援機関か
コールセンター：0120-23-5572
※収入や預貯金、就職活動に関する要件あり

雇用・女性・学生の方

延長

雇用調整助成金の特例措置

7月末までは日額上限15,000円・助成率最大10/10の特例措置（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の地域において時短等に協力する飲食店等）。それ以外の地域は上限13500円、助成率は最大中小9/10、大企業3/4。

- 窓口は、都道府県労働局か、最寄りのハローワーク
コールセンター：0120-60-3999

休業支援金・給付金の適用拡大

休業手当が支給されていない方が対象。7月末までは日額上限11,000円まで（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の地域において時短等に協力する飲食店等）。それ以外の地域は日額上限9,900円。アルバイト・パート、学生・シフト制の方も可能。大企業でシフト制等の勤務形態で働く人も遡って対象に。
※シフト制等の場合、一定の条件を満たす必要があります。
・中小企業の労働者の申請期限は令和2年10～12月の休業は令和3年5月末まで。令和3年1～4月は令和3年7月末。令和3年5～6月は令和3年9月末まで。郵送の場合は必着。

- 申請は、オンライン申請と郵送申請があり、労働者が直接申請できます。問い合わせはコールセンター：0120-221-276まで。

失業手当の支給期間延長

失業手当の支給期間が原則60日延長。

- 窓口はハローワーク

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯、その他住民税非課税の子育て世帯に児童一人あたり一律5万円を支給。児童扶養手当の支給をうけていない世帯は申請が必要

- 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）について
問い合わせはコールセンター：0120-400-903まで
（受付 平日 9:00～18:00）

償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付 新規

就労を通じた自立に向けて取り組むひとり親の方に、月額上限4万円×12か月分の住宅賃借資金を無利子で貸し付け。1年間継続して就労した場合は、貸付金の償還を免除。

- 都道府県まで（指定都市にお住まいの方は市役所まで）

高等教育の就学支援新制度（授業料減免と給付型奨学金）

全国の3,100を超える大学・短大・専門学校が対象。給付型奨学金は学校の担当窓口で申請書類をもらいインターネットでJASSOに申込。授業料減免は学校の担当窓口に申請。新年度の申請は5～6月に締め切られる場合が多いのでは急いで各大学等で確認を。



資金繰りが心配

実質無利子・無担保融資の継続と上限額引き上げ

＜実質無利子・無担保融資を継続＞※概要は4Pを参照
（3年間金利負担ゼロ・最長5年原本返済が不要）
・政府系は2021年末まで、民間は6月末まで延長。
＜実質無利子・無担保融資の上限額引き上げ＞
・4,000万円から6,000万円（個人事業者・中小企業）

- 申請期限は政府系は2021年、年末まで、セーフティネット保証4号認定は9月末まで、5号は6月末まで延長。
- お問い合わせは最寄りの金融機関・日本政策金融公庫・商工中金

緊急事態宣言に伴うイベント関連の対応

J-LODlive2 補助金

・公演の開催費用等の支援
国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施を支援。対象分野は、音楽、演劇等のうち公演を実施する分野。申請者は公演の主催者となる法人で、補助率（補助上限額）1/2（3000万円/1件）。補助対象経費は①公演の実施に関する費用、②PR動画の制作・配信に関する費用。
・延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援
開催予定であった公演等を延期・中止した主催事業者に対して、当該公演等のキャンセル費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援。
対象分野は公演、展示会、遊園地・テーマパーク。申請者は公演、展示会、遊園地等の運営・主催法人。補助率（補助上限額）は10/10（2,500万円/1件）。補助対象経費は①延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地等に関するキャンセル費用、②PR動画の制作・配信に関する費用。

ARTS for the future! 補助金

文化芸術活動の持続強化の取組に係る経費や公演等のキャンセル料（関係の固定費を含む）を最大2,500万円補助等。対象は文化芸術関係団体や文化施設の設置者または運営者。公演等の従事人員・団体規模等を勘案した補助上限区分あり（600・1,000・1,500・2,000・2,500万円）。

- 映像産業振興機構0120-510-335（受付時間 9:30～17:00）
- ネット申請：一次募集締切5月31日・第二次募集6月30日～7月26日

全国規模のスポーツイベント等開催等支援

緊急事態宣言に伴うスポーツイベントキャンセル費用最大2,500万円補助等。対象は全国規模のスポーツリーグ又は大会等（国際大会含む）主催者で社団・財団のスポーツ団体等。申請は7月16日まで。

- スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）03-6734-3943
公募要領：www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00078.html

緊急事態宣言により売上が減少した

飲食店への協力金

緊急事態宣言等の対象地域で営業時間の短縮要請に応じた事業者者に、売上高に応じて一日3～10万円（宣言中は4～10万）。大企業は最大20万円。その他の地域は一日2万円（全国の時短要請が途切れるまでは2.5～7.5万円、大企業15万円とすること可）

- 窓口は各都道府県のコールセンター。申請期限は自治体に確認を。

一時支援金（1～3月）

2021年1月の緊急事態宣言に伴う自粛等により2019年か2020年の売上から50%以上減少した中小法人・個人事業者等が対象。給付額は、対象期間の売上－2021年の対象月の売上×3ヶ月。上限は中小企業60万円・個人事業者30万円。対象となる業種は、緊急事態宣言により①宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があり売上減、②宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛の影響により売上減となったもの。事前に事業確認機関（商工会・士業団体・中小企業団体・金融機関など）で事前確認を行いネットで申し込み。

- 窓口は一時支援金事務局0120-211-240
- 5月31日締め切り

月次支援金（4月～）

2021年4月の緊急事態宣言に伴う自粛等により2019年か2020年の売上から50%以上減少した中小法人・個人事業者等が対象。給付額は、対象月の売上－2021年の対象月の売り上げ。上限は中小企業20万円・個人事業者10万円。対象となる業種は、一時支援金と同様。事前確認機関で事前確認を行いネットで申請（6月中旬にHP開設）。一時支援金を受けた者および2回目以降は申請手続きを簡素化予定。

- コールセンター0120-211-240または03-6629-0479
- 申請期間は4・5月分が6月16日～8月15日
6月分が7月1日～8月31日

新分野展開や業態転換を考えている事業者

事業再構築補助金

産業企画部品メーカーが医療機器に参入する場合の「設備費」や、飲食店が店舗営業からテイクアウト専門に切り替える際の「広告費」、キッチンカーを導入する際の「設備費」などの業態・業種転換や新分野展開に対して補助。今年1～5月のいずれかの月の売上が前年か前々年の同月比で30%以上減少している事業者が対象。

＜緊急事態宣言特別枠＞

上限額：従業員規模で500～1,500万円。補助率：中小企業3/4、中堅企業2/3。特別枠が不採択でも通常枠で再審査が可能。
＜通常枠＞

申請前の直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上が10%以上減少している事業者。事業計画を認定支援機関と策定することが必要。事業終了後に付加価値額等の増加目標達成を求められる。補助上限額！中小企業は最大6,000万円・補助率2/3

- コールセンター：0570-012-088（ナビダイヤル）
電子申請による。詳しくはHPへ（https://jigyousaikouchiku.jp）
第2回申請受付開始5月26日。締切7月2日。

New